

所定疾患療養費の算定状況

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表します。

令和3年度算定状況（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

疾患名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	件数	1	2	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	7
	日数	4	5	0	0	3	2	1	0	6	0	0	0	21
尿路感染症	件数	0	3	1	1	0	2	1	0	3	1	0	3	15
	日数	0	10	5	3	0	6	2	0	12	2	0	12	52
带状疱疹	件数	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	3
	日数	0	0	7	0	7	0	5	0	0	0	0	0	19

令和4年4月

	日数	検査内容等	処方等
肺炎	4日	診察、検尿、採血	点滴：ロセフィン1g、ソリタT1（500）

令和4年5月

	日数	検査内容等	処方等
尿路感染症	4日	診察、検尿	処方：レボフロキサシン（500）
肺炎	4日	診察	処方：レボフロキサシン、PL2g、補中益気湯 点滴：ソリタT1（500）、ロセフィン1g
尿路感染症	3日	診察、検尿	処方：レボフロキサシン
肺炎	1日	診察、検尿、採血	点滴：ロセフィン1g、ソリタT1（500）
尿路感染症	3日	診察、検尿	処方：レボフロキサシン

令和4年6月

	日数	検査内容等	処方等
带状疱疹	7日	診察	処方：アメナリーフ ゴピラックス眼軟膏

尿路感染症	5日	診察、尿検査	処方：レボフロキサシン、ミヤBM、レバミピド 点滴：ソリタT1 (500)、ロセフィン1g
-------	----	--------	--

令和4年7月

	日数	検査内容等	処方等
尿路感染症	3日	診察、検尿	処方；レボフロキサシン

令和4年8月

	日数	検査内容等	処方等
肺炎	3日	診察、採血	処方：ソリタT1、ロセフィン
带状疱疹	7日	診察	処方：アメナリーフ、アラセナ軟膏

令和4年9月

	日数	検査内容等	処方等
肺炎	2日	診察、採血	処方：セフメタ1g デキサート2A
尿路感染症	2日	診察、尿検査	処方：セフカペンピボキシル
尿路感染症	4日	診察、尿検査	処方：レボフロキサシン、ロセフィン

令和4年10月

	日数	検査内容等	処方等
蜂窩織炎	5日	診察	処方：セフカペンピボキシル、ミヤBM
肺炎	1日	診察、採血	処方：セフメタ1g デキサート2A
尿路感染症	2日	診察、尿検査	処方：セフカペンピボキシル

令和4年11月

	日数	検査内容等	処方等
該当なし			

令和4年12月

	日数	検査内容等	処方等
尿路感染症	5日	診察、検尿	処方：レボフロキサシン、ミヤBM、ロセフィン

尿路感染症	4日	診察、検尿	処方：レボフロキサシン、ロセフィン
肺炎	6日	診察、検尿、採血	処方：フロモックス、BF、ロセフィン
尿路感染症	3日	診察、検尿	処方：レボフロキサシン、ミヤBM、ロセフィン

令和5年1月

	日数	検査内容等	処方等
尿路感染症	2日	診察、検尿	処方：レボフロキサシン、ミヤBM、ロセフィン

令和5年2月

	日数	検査内容等	処方等
該当なし			

令和5年3月

	日数	検査内容等	処方等
尿路感染症	4日	診察、検尿	処方：ロセフィン、レボフロキサシン
尿路感染症	4日	診察、検尿	処方：ロセフィン、レボフロキサシン
尿路感染症	4日	診察、検尿	処方：ロセフィン、レボフロキサシン

【算定条件】

- ①所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定するものであって、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
- ②所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ③所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
 - イ) 肺炎
 - ロ) 尿路感染症
 - ハ) 带状疱疹
- ④算定する場合にあっては、診断名、診断をおこなった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- ⑤請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- ⑥当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用すること等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

介護老人保健施設もたろう